障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業運営規程例　**【令和７年１月改訂】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。  ２　特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。  ３　指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。  ４　指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。  ５　前４項に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　岩手県盛岡市△△丁目×番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名（常勤職員）  管理者は、職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員　○名以上  相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談業務、及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。  （ア）アセスメントの実施  （イ）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成  （ウ）サービス等利用計画を利用者等に交付し同意を得ること  （エ）モニタリングの実施  （オ）その他必要な相談及び援助  （３）事務職員　○名以上  事務職員は、必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  （指定計画相談支援等の内容及び提供方法）  第６条　事業所で行う指定計画相談支援等の内容及び提供方法は、次のとおりとする。  （１）日常生活全般に関する相談  （２）アセスメントの実施  （ア）適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行う。  　　　（イ）利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。  （３）サービス等利用計画案の作成  アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、施設障害福祉サービス及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画案を作成する。  （４）サービス担当者会議の開催  　　　サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議を開催し、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。  （５）サービス等利用計画の作成  サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。なお、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する。その際、担当者に対して、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図ったうえで、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置づけを理解できるように配慮する。  （６）継続的なモニタリングの実施  （ア）利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、モニタリング期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録する。  　　　（イ）モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  （７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （１）から（６）に附帯するその他必要な相談支援、助言等。  （通常の事業の実施地域）  第７条　通常の事業の実施地域は、盛岡市及び○○市の全域とする。  （指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）  第８条　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （５）障害児  （利用者等から受領する費用及びその額）  第９条　法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）の額の支払を受けるものとする。  ２　第７条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、次のとおり利用者等から徴収するものとする。（特別地域加算に該当する地域で行う場合を除く。）  （１）公共交通機関等を利用した場合は、その実費  （２）事業者の自動車を使用した場合は、次の額  　　　（ア）通常の事業の実施地域を越えた地点から○○キロメートル未満　１回（片道）につき○○円  　　　（イ）通常の事業の実施地域を越えた地点から○○キロメートル以  上　１回（片道）につき○○円  ３　前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。  ４　第１項及び第２項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。  （利用者負担額等に係る管理）  第１０条　事業所は、指定計画相談支援等を提供している利用者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項第２号に掲げる額（又は児童福祉法第21条の５の３第２項第２号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。  ２　前項の場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び当該利用者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。  （緊急時等における対応方法）  第１１条　現に指定計画相談支援等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　指定計画相談支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （苦情解決）  第１２条　事業所は、その提供した指定計画相談支援等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。  ３　事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第１項又は児童福祉法第24条の34第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第２項及び児童福祉法第57条の３の２第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ５　事業所は市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告するものとする。  ６　事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１３条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の特定相談支援事業者等や障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  （虐待防止のための措置に関する事項）  第１４条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施  （５）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （感染症の発生・まん延防止のための対策）  第１５条　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備  （３）従業者に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施  （業務継続計画の作成）  第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１７条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ４　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から５年間保存するものとする。  ５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月1日から施行する。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「＊＊＊」⇒設置者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「岩手県盛岡市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。  （例）三丁目　○  　　　　３丁目　×  ※管理者が相談支援専門員と兼務する場合は、「…(常勤職員・相談支援専門員兼務)」等と記載する。  ※管理者と兼務する相談支援専門員も人数に含める  （例）専従の相談支援専門員が２名、管理者と兼務する相談支援専門員が１名の場合、「相談支援専門員 ３名」と記載する。  ※相談支援専門員が管理者を兼務する場合は、「…○名 (うち1名管理者兼務)」等と記載する。  ※事務職員については、配置しない場合は記載しない。  ※「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を記載する。  ※日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業を行う場合は「年中無休」、特定の日を除き営業を行う場合は、「○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。  ※（３）については、記載をしなくても可。  ※通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的にその区域が分かるように記載する。  ※左記の他に行うものがあればそれも記載する。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※新規のときは指定年月日。  ※事業開始以降、運営規程を変更する場合は、規程変更の施行日を定める附則を順次追記する。（上書きしない。） |